

## 一宮市尾西庁舎広告付き公共施設案内地図設置事業者募集要項

一宮市役所尾西庁舎における広告付き公共施設案内地図設置事業者（以下「事業者」という。）の募集に応募される方は、この募集要項をよくお読みいただいた上で、お申込みください。

### 1. 施設の概要等

#### (1) 施設名称

一宮市役所尾西庁舎

#### (2) 所在地

一宮市東五城字備前12

#### (3) 開庁日・開庁時間

月曜日から金曜日まで 午前8時30分～午後5時15分

※国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、年末年始（12月29日～1月3日）は閉庁します。

#### (4) 一宮市の人口及び面積

人口 375,286人（2025年8月1日現在）

面積 113.82km<sup>2</sup>

### 2. 事業内容等

#### (1) 事業内容

事業内容は、公共施設案内地図を作製し、一宮市役所尾西庁舎内に設置するものです。なお、公共施設案内地図上には、事業者が広告主を募集した上で、広告を掲出することができます。広告主から得た広告料は、事業者の収入とすることができます。

事業者には、行政財産目的外使用料及び広告掲出料を本市に納付していただきます。

#### (2) 設置場所及び設置台数

設置物	設置場所	設置台数	設置スペース
広告付き 公共施設案内地図	尾西庁舎1階ロビー 東側壁面	1台	幅2,040mm×高さ1,370mm ×奥行き150mm以内

※設置場所は、設置場所図（別紙）に記載のとおりです。

※設置物を壁面に固定してください。

#### (3) 設置期間

2026年2月1日～2031年1月31日

### 3. 応募資格

(1) 事業者として、他の地方自治体、公共施設などにおいて、広告付き公共施設案内地図の作製、設置に関する業務の実績のある法人であること。

(2) 次のア～オまでのいずれにも該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に定める者
- イ 過去に本市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与したことがある者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその構成員等である者
- エ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者
- オ 国税又は地方税を滞納している者

#### 4. 行政財産目的外使用料等

(1) 行政財産目的外使用料及び広告掲出料

ア 行政財産目的外使用料

行政財産の目的外使用に係る使用料条例（昭和62年条例第4号）に基づき、月額16,000円です。

イ 広告掲出料

行政財産目的外使用料と別に、広告掲出料を本市に納付していただきます。広告掲出料の月額は、事業者の提案によるものとします。

ウ 納付方法及び納付期限

行政財産目的外使用料及び広告掲出料は、各年度に本市が指定する納付書により、本市の指定する期限までに納付するものとします。

(2) その他の必要経費

広告付き公共施設案内地図の作製費、設置及び撤去に要する工事費、維持管理に係る費用等の一切の費用は、事業者の負担とします。また、電気使用料についても事業者の負担とし、広告付き公共施設案内地図の設備の消費電力に応じて本市が算出した額を納付していただきます。

※行政財産目的外使用料等は広告主が見つからない場合でもお支払いいただかなければなりませんので、ご注意ください。

#### 5. 仕様等

(1) 仕様

ア 広告付き公共施設案内地図本体の仕様について

- ①設置スペースに収まるサイズで作製してください。
- ②調光器により明るさの調整が可能なLED内照式としてください。
- ③本体が転倒するなどして来庁者に危険が及ばないように、入念な転倒防止対策を施してください。
- ④デザイン及び色調は、設置場所が公共用施設であることを十分に考慮し、施設にふさわ

しいものとなるように配慮してください。

イ 広告付き公共施設案内地図の地図枠の仕様について

- ①国土地理院の地図をベースに作成してください。
- ②色覚障害者に配慮した配色等であるバリアフリーデザインとしてください。
- ③地図は「一宮市全域図」及び「尾西庁舎中心図」としてください。
- ④公共施設等、市が指定する地点を分かりやすく表示してください。
- ⑤公共施設等の新設、変更等があった場合は、可能な限り適時に更新してください。
- ⑥地図上に広告主の表示を行うことができます。

ウ 広告付き公共施設案内地図の広告枠の仕様について

- ①地図上に広告主の表示を行う場合は、座標表示、番号等で一致させてください。
- ②広告は、本体内に収まる大きさと作成し、一枠が極端に大きくならないようにしてください。
- ③広告枠は幅 800 mm×高さ 1,370 mm×奥行き 150 mm 以内としてください。

(2) 使用上の制限

ア 行政財産目的外使用許可の条件を遵守してください。

イ 広告付き公共施設案内地図を設置する権利を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供することはできません。

ウ 広告主及び掲出する広告の内容については、一宮市有料広告要綱第 2 条及び第 3 条の規定に適合するものとし、事前に広告案を市へ提出し、一宮市有料広告審査会の承認を受けてください。

(3) 設置

ア 設置作業は、本市と協議の上、行っていただきます。（既設掲示板は右へ移設していただきます。）

イ 設置にあたっては、据付面を十分に確認した上で、安全に設置してください。

(4) 維持管理等

ア 電照時間は、タイマー等により開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとしてください。

イ 破損、汚損、公共施設等の変更、広告内容の変更、広告主の移転等に伴うメンテナンスをその都度行ってください。また、1 年に 1 度は地図全体を張替えてください。

ウ 故障、広告内容への問い合わせ、苦情等に備え、広告付き公共施設案内地図に連絡先を明記するとともに、事業者の責任において対応してください。

エ 「広告に関する一切の責任は広告掲出者に帰属します。また、一宮市が推奨するものではありません。」等の表示を施してください。

(5) 原状回復

事業者は、期間が満了したとき、又は行政財産目的外使用許可が取り消されたときは、速やかに原状回復を行ってください。なお、原状回復に要する一切の費用は、事業者の

負担とします。

## 6. 申込み

### (1) 申込受付期間

2025年9月12日（金）～ 9月26日（金） 午後5時

### (2) 提出書類

ア 一宮市尾西庁舎広告付き公共施設案内地図設置申込書

イ 仕様書（以下の内容を含めて作成してください。）

#### ①企画概要

- ・設置物の仕様、イメージ図
- ・広告付き公共施設案内地図の地図枠と広告枠の構成比
- ・電源投入方法
- ・広告、地図に係る情報の更新方法
- ・転倒防止対策等、設置方法及び原状回復の方法
- ・破損時の対応、事故保険など、保守管理及び緊急時の対応に関する内容
- ・広告の募集方法、自社の広告掲出基準及び広告内容等に問題があった場合の対応

#### ②設置までの作業スケジュール

### (3) 申込方法

申込書及び仕様書を電子メールで送付してください。

E-mail: [bisai-somu@city.ichinomiya.lg.jp](mailto:bisai-somu@city.ichinomiya.lg.jp)

一宮市役所尾西庁舎1階 市民健康部尾西事務所総務管理課

### (4) 応募資格等の確認について

提出された書類の内容を審査し、この募集要項に定める条件（応募資格、仕様等）を満たさないと判断した場合には、受付を取り消します。なお、その審査の際、必要に応じて、提出された書類の内容について質問させていただくことがあります。

## 7. 事業者の選定

この募集要項に定める条件を満たしている者の中で広告掲出料の提案金額が最も高かった者に決定します。提案金額が同額の場合は、抽選により決定します。

事業者の選定結果については、申込者に対して書面で通知するとともに、本市のウェブサイトにて決定した事業者を公表します。ただし、選定経過については公開しません。

## 8. 行政財産目的外使用許可

### (1) 使用許可の申請

広告付き公共施設案内地図の設置場所の使用にあたっては、地方自治法（昭和22年法

律第67号)第238条の4第7項の規定による行政財産目的外使用許可を要します。

つきましては、事業者に決定した方には、行政財産使用許可申請書をご提出いただきます。

なお、使用許可の手續に要する費用については、すべて事業者の負担となります。また、使用許可の申請は、原則として、応募の際に申込書に記載した名義以外では行えませんので、ご注意ください。

## (2) 使用許可の期間

当初の使用許可の期間は、2026年2月1日から2029年1月31日までとします。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や事業者の使用状況等を勘案して、本市が支障ないと判断する場合は、改めて行政財産使用許可申請書を提出していただいた上で、2029年2月1日から2031年1月31日までの期間で許可の更新を行います。

## (3) 使用許可の取消及び変更

設置場所を公用・公共用として使用する必要があるとき、又は使用許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可の全部又は一部を取消又は変更することがあります。

## 9. 事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者の決定の取消しをする場合があります。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用目的外使用許可の申請をしなかった場合
- (2) 事業者がこの募集要項に定める条件を満たしていないことが判明した場合又は満たさなくなった場合

## 10. その他

- (1) 設置事業者に決定した方は、別途、本市と広告付き公共施設案内地図の設置に関する協定を締結していただきます。
- (2) この募集要項に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、一宮市契約規則等の関係法令の定めるところによって処理します。

## 11. 問い合わせ先

一宮市 市民健康部尾西事務所総務管理課 担当：岡田、秋田

一宮市東五城字備前12 一宮市役所尾西庁舎1階

電話：0586-85-8390 (ダイヤルイン)

E-mail：[bisai-somu@city.ichinomiya.lg.jp](mailto:bisai-somu@city.ichinomiya.lg.jp)

別紙

設置場所図



書備室  
(時間外受付)  
尾西生涯学習  
センター・三条  
公民館事務室

